

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	21	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	国外関連者との取引に係る課税の特例（移転価格税制）		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 移転価格税制 ・特例措置の内容 納税者と外国子会社等との間に経営上の重要事項を決定する支配従属関係がないにも関わらず当該子会社が移転価格税制の課税対象とされないよう、国外関連者要件等について実態に即した見直しを行った場合は、国税との自動連動を図る。 		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項3号		
要望理由	納税者と外国子会社等との間に経営上の重要事項を決定する支配従属関係がないにも関わらず当該子会社が移転価格税制の課税対象とされないよう、国外関連者要件等について実態に即した見直しを行う。		
減収見込額	(初年度) -	(平年度) -	(単位: 百万円)
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 ・融資、補助金その他 	
	22年度の望	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 ・融資、補助金その他 国外関連者との取引に係る課税の特例 	
過去の要望経緯	平成19年度税制改正において、相互協議中の納税猶予制度及び当該期間における延滞税の免除制度の創設、平成20年度において、地方税で同様の措置を手当するとともに、同制度の実効性確保のために法人が相互協議の申立てをした場合等に、国から地方団体へ通知する制度を整備。		
本要望に対応する縮減案			